

第1章 総則

取扱い

質問	回答	公開日
取一 1	<p>伝統工法による住宅は保険申込みが可能ですか。</p> <p>保険のお申込みは可能ですが、部位（おもに外壁、屋根および開口部等）や工法（土壁等）によっては設計施工基準第3条に基づき、適用除外申請が必要な場合があるほか、瑕疵ではなく工法に由来して通常生じうる雨水の浸入等については、保険の補償対象外となることがあります。</p> <p>なお、下記URLにある伝統的な木造構法の参考事例集（国土交通省提供）と同様の納まりとした場合については、適用除外申請は不要です。</p> <p><伝統的な木造構法の参考事例集（国土交通省提供）> http://www.houseplus.co.jp/hokendata/kashi_dentou_zirei.pdf</p>	11/11/15
取一 2	<p>ログハウス（丸太組構法）による住宅は保険申込みが可能ですか。</p> <p>保険のお申込みは可能ですが、部位（おもに外壁および屋根等）や工法によっては設計施工基準第3条に基づき、適用除外申請が必要となる場合があるほか、瑕疵ではなく工法に由来して通常生じうる雨水の浸入等については、保険の補償対象外となることがあります。</p>	11/11/15
取一 3	<p>太陽光発電パネル等を設置した屋根の場合、保険申込上の注意点はありますか。</p> <p>設計施工基準において当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じていただく必要があります。</p> <p>主な注意点としては、支持部材を確実に屋根に固定することおよび屋根や外壁の貫通部の防水措置を行うことなどがありますが、詳しくはリフォーム工事か保険の設計施工基準の別紙1「住宅用太陽電池モジュール設置工事」の規定を準用してください。</p> <p><リフォーム工事 設計施工基準> https://www.houseplus.co.jp/hokendata/reform_koujiv.pdf</p>	11/11/15 25/04/01
取一 4	<p>無落雪（M形）屋根での保険契約申込は可能ですか。</p> <p>保険のお申込みは可能です。</p> <p>屋根の防水については、第7条および第8条をご確認ください。</p>	11/11/15
取一 5	<p>スチールハウスの取扱いはどのようになりますか。</p> <p>スチールハウスの構造方法は基本的に枠組壁工法の枠材をスチール（垂鉛めっきを施した厚さ1mm前後の軽量形鋼）に置きかえたものです。その為、ハウスプラスすまい保険の設計施工基準は、枠組壁工法と同様とし木造の基準（第2章）が適用となります。</p> <p>よって、検査で用いる設計施工確認シートは、木造（枠組壁工法）のシートをご利用ください。</p>	17/11/10

第1章 総則

第1条（趣旨）

質問	回答	公開日
1-1 ハウスプラスすまい保険の申し込みを行う物件について、技術的な基準はありますか。	「住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準」が保険引受に必要な技術基準となります。ハウスプラスのホームページよりダウンロード可能です。	11/11/15
1-2 設計施工基準はどの保険法人も共通ですか。	共通です。2009年7月より基準が統一されました。	11/11/15

第2条（関係法令）

質問	回答	公開日
2-1 設計施工基準に記載がない箇所の基準はどのようになりますか。	設計施工基準第2章～第5章に記載がない部分についても、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法その他関係法令を遵守する必要があります。	11/11/15

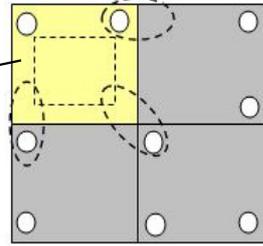
第3条（本基準により難しい事項）

質問	回答	公開日
3-1 設計施工基準に合致しない材料や仕様による場合は保険の申し込みはできませんか。	<p>本基準により難しい仕様等を用いてハウスプラスすまい保険の申し込みを行う場合、第3条に則り「適用除外申請（3条申請）」をし、ハウスプラスにて審査のうえ「適用除外に係る確認書」が発行されれば保険申し込みができます。</p> <p>施工材料が設計施工基準に合致しない場合、製造者（材料メーカー）にハウスプラスの「適用除外に係る確認書」発行の有無と適用範囲等について確認してください。確認書が発行されている場合には、保険引受図書としてご提出ください。発行されていない場合は、「適用除外申請」が必要となります。</p> <p>「適用除外申請」とは、同基準で規定する仕様と同等以上の性能を有することが確認できる図書により、保険の申込とは別に行うものです。申請には、個別申請と包括申請があります。申請方法などについては、ハウスプラスのホームページにてご確認ください。（費用は掛かりません）</p> <p><適用除外申請要領> <適用除外検討依頼書> https://www.houseplus.co.jp/hpj/service/sumaihoken/index.html</p>	11/11/15

第2章 木造住宅

第4条（地盤調査等関連）

質問	回答	公開日
4-1 4条1項	<p>ハウスプラスすまい保険を申込むには地盤調査は必ず行わないといけませんか。</p> <p>建物の不同沈下等を防ぐため、原則、地盤調査を行う必要があります。ただし、2階建て以下の一戸建て木造住宅で「<u>現地調査チェックシート</u>」(※1)に従って現地調査をしていただき、地盤調査が必要ないと認められる場合には、地盤調査は不要となります。</p> <p>※1「<u>現地調査チェックシート</u>」：ハウスプラスへの事業者登録後に、専用ページよりダウンロードすることができます。2階建て以下の一戸建て木造住宅のみ適用することができます。</p>	09/11/17 一部改訂 11/11/15
4-2 4条1項	<p>「現地調査チェックシート」は、木造2階建て以下の共同住宅に利用できますか。</p> <p>一般的な木造2階建ての一戸建て住宅と<u>単位面積あたりにかかる荷重が同等程度の場合</u>（一般的な木造2階建ての共同住宅など）は、「現地調査チェックシート」を利用することはできることとします。ただし、「現地調査チェックシート」において、一項目でも【B】が選択された場合は、地盤調査を行ってください。</p>	17/11/10
4-3 4条1項	<p>過去に地盤調査をした際の報告書で保険申込はできますか。</p> <p>基礎設計および地盤補強についての判断根拠として設計者が採用するものであれば問題はありません。ただし、調査後に、敷地およびその周辺状況の変化があり、設計者が再度地盤調査が必要であると判断した場合には、改めて地盤調査をする必要があります。</p>	11/11/15
4-4 4条2項	<p>地盤調査方法について指定はありますか。</p> <p>調査方法については、国土交通省告示1113号に定めるボーリング調査のほか、スクリーウエイト貫入試験など、地盤の許容応力度や軟弱地盤の有無・厚みが判断できる方法を用いてください。</p>	11/11/15
4-5 4条2項	<p>地盤調査方法の調査箇所は決まっていますか。</p> <p>スクリーウエイト貫入試験の場合、建物の4隅付近を含めて4点以上の調査が必要です。（やむを得ず4点未満とする場合には、4-5の取扱いとなります。）その他の試験については、調査方法および建物状況に応じた箇所数としてください。</p>	11/11/15 一部改定 25/04/01

質問	回答	公開日
<p>4-6 4条2項</p> <p>スクリーウエイト貫入試験の場合、地盤調査は必ず4点以上行わなければいけませんか。</p>	<p>スクリーウエイト貫入試験の場合、建物の4隅付近を含めて4点以上の調査をしてください。 ただし、やむを得ず調査点数を4点未満とする場合には、以下の取扱いといたします。</p> <p><u>①一団の造成（分譲）宅地にある敷地の場合</u> 一団の造成（分譲）宅地において、その宅地の地盤の許容応力度が一樣（バラツキがない、傾斜していない）と設計者が判断する場合には、敷地ごとの調査箇所を4点以上としないことができます。このような場合は、敷地の状況や計測点の確認が必要になりますので、根拠資料（宅地の地盤の許容応力度が一樣と判断したもの）を提出してください。</p> <div data-bbox="518 728 1149 974" style="text-align: center;">  <p>○：計測点</p> </div> <p><u>②一団の造成（分譲）宅地でない場合</u> 一団の造成宅地でないなど、隣り合う敷地との関係性が考慮できない場合において計測点を4点未満とする場合には、<u>「現地調査チェックシート」</u>（※1）（地盤調査が不要と判定されたもの）を提出するか、以下のような事由により、4点未満でも敷地全体の許容応力度のバラツキ及び軟弱地盤の厚さや傾斜等が確認できると、設計者または建築士等が判断した書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で行われた地盤調査データや地形図により、明らかに当該敷地の地層が平行層であると推定でき、総合的に判断することにより、計測点1点の結果から敷地全体の状況が推測できる場合。 ・基礎（場所打ち杭、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。 ・既成杭工法等を用いる場合において、プレボーリング時、杭打設時又は杭打設後に、杭ごとに許容支持力又は地盤の許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量の測定、杭頭での載荷試験など）を行い、設計時に想定していた支持層がやや深かったり、ばらついたりした場合でも、施工時に調整が可能である場合。 ・大臣認定等（国土交通大臣認定に係る「性能評価」、(財)日本建築センターによる「建設技術審査証明」、(財)日本建築総合試験所による「建築技術性能証明」等）を取得している杭・地盤補強工法を用い、それぞれの仕様通りの施工を行った場合。 <p><u>※1「現地調査チェックシート」</u>：ハウスプラスへの事業者登録後に、専用ページよりダウンロードすることができます。2階建て以下の一戸建て木造住宅のみ適用することができます。</p>	<p>09/11/17</p> <p>一部改訂 11/11/15</p> <p>一部改定 25/04/01</p>

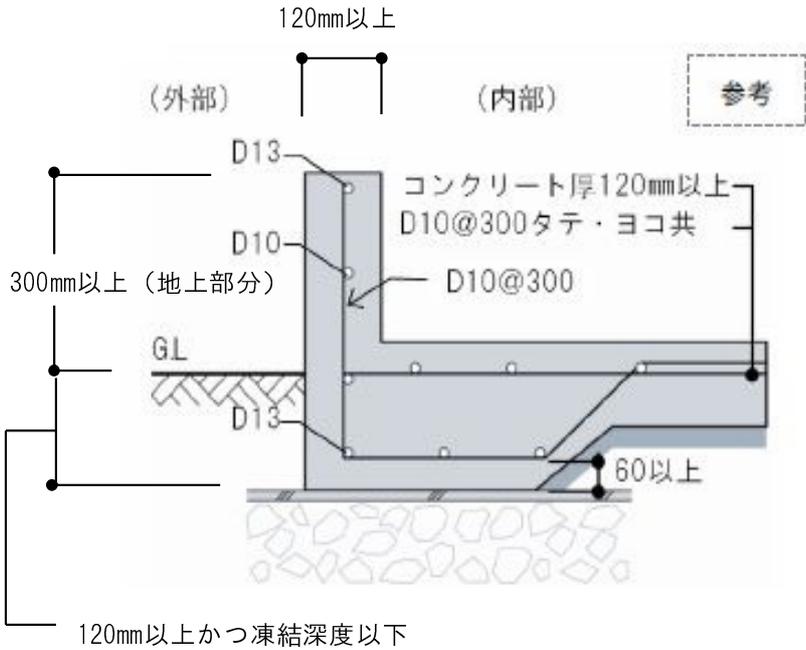
第2章 木造住宅

第5条（地盤補強及び地業）

質問	回答	公開日
5-1 5条1項	<p>地盤補強の要否については「地盤調査結果の考察」又は「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」（※2）の判定（スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅に限る）を用いて判断してください。</p> <p>※2「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」：ハウスプラスへの事業者登録後に、専用ページよりダウンロードすることができます。スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅に限り利用できます。</p>	11/11/15 一部改定 25/04/01
5-2 5条1項	<p>「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」（※2）の記載により、原則として設計者又は建築士等の考察とすることができます。ただし、スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅に限ります。また、このシートで当てはまらない項目がある場合には、別途、設計者又は建築士等の考察をして提出ください。</p> <p>※2「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」：ハウスプラスへの事業者登録後に、専用ページよりダウンロードすることができます。スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅に限り利用できます。</p>	09/11/17 一部改訂 11/11/15 一部改定 25/04/01
5-3 5条1項	<p>実地工事の基礎仕様を採用した根拠として、原則として設計者又は建築士等の考察を提出してください。</p> <p>ただし、スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅については、「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」（※2）を設計者又は建築士等の考察とすることができます。</p> <p>※2「<u>基礎設計のためのチェックシート</u>」：ハウスプラスへの事業者登録後に、専用ページよりダウンロードすることができます。スクリーウエイト貫入試験を実施した2階建て以下の一戸建て木造住宅に限り利用できます。</p>	09/11/17 一部改訂 11/11/15 一部改定 25/04/01
5-4 5条1項	<p>原則は、改良に関する以下の内容が分かるものを現場検査時にご提示いただきますが、書面等がない場合には、内容についてのヒアリングをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良の範囲 ・改良の深さ ・使用した材料等 	11/11/15

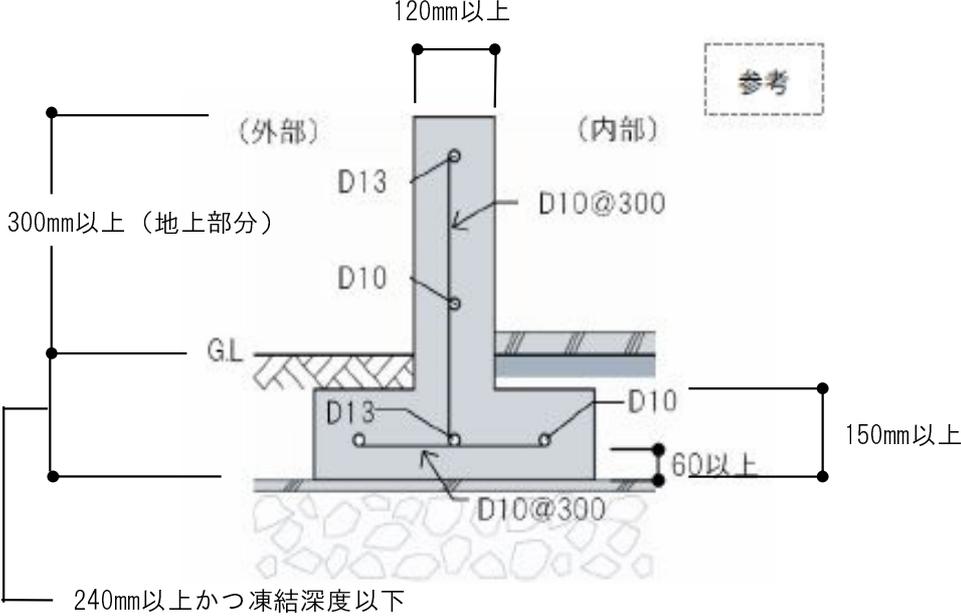
第2章 木造住宅

第6条（基礎）

質問	回答	公開日
<p>6-1 6条全般</p> <p>べた基礎の スラブおよび 立ち上がりの 仕様はどのよ うに決定すべ いですか。</p>	<p>べた基礎のスラブおよび立ち上り部分の各部寸法・配筋等は、以下の何れかの方法により選定してください。</p> <p>①設計者の工学的判断等（建築確認上構造計算が不要の場合に限る） 平成12年建設省告示1347号第1以上の適合により「設計者の工学的判断等」と見なすことができます。告示以上であることをご確認ください。 また、『小規模建築物基礎設計指針』や性能表示制度における「スパン表」など、一定の設計条件の下で構造計算結果が示されている別の配筋表を用いることも可能です。</p> <div data-bbox="448 864 1145 920" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>平成12年建設省告示1347号第1による場合（べた基礎）</p> </div>  <p>②構造計算による方法 建築確認上構造計算が必須の場合については、計算書に則り基礎形状の選定をしてください。それ以外の建物について計算をしてももちろん構いません。</p>	<p>09/11/17 一部改訂 11/11/15 一部改定 25/04/01</p>

第2章 木造住宅

第6条（基礎）

質問	回答	公開日
<p>6-2 6条全般</p> <p>布基礎の基礎スラブおよび立ち上がりの仕様はどのように決定すればよいですか。</p>	<p>布基礎の基礎スラブ厚さ、配筋、及び、基礎の立ち上り部分の配筋等は、以下の何れかの方法により選定してください。</p> <p>①設計者の工学的判断等（建築確認上構造計算が不要の場合に限る） 平成12年建設省告示1347号第1以上の適合により「設計者の工学的判断等」と見なすことができます。告示以上であることをご確認ください。 また、『小規模建築物基礎設計指針』や性能表示制度における「スパン表」など、一定の設計条件の下で構造計算結果が示されている別の配筋表を用いることも可能です。</p> <div data-bbox="411 929 1082 981" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>平成12年建設省告示1347号第1による場合（布基礎）</p> </div>  <p>②構造計算による方法 建築確認上構造計算が必須の場合については、計算書に則り基礎形状の選定をしてください。それ以外の建物について計算をしてももちろん構いません。</p>	<p>09/11/17</p> <p>一部改訂 11/11/15</p> <p>一部修正 12/02/01</p>

質問		回答	公開日
6-3	基礎の立上り部分の高さは、必ず300mm以上確保する必要がありますか。	平成12年建設省告示1347号第2の通り構造計算している場合は300mm以上とする必要はありません。	09/11/17
6条2項			一部改訂 11/11/15
6-4	基礎の高さは「300mm以上」となっていますが、どの部分になりますか。	基礎外周部の立上りについて、すべての部分で地上部分の高さが300mm以上必要です。現況のGLからの立上り高さを300mm以上確保してください。「設計GLからの高さ」「平均GLからの高さ」というわけではありません。	11/11/15
6条2項			
6-5	基礎の立上りに設ける人通り・換気口の補強方法に関する規定はありますか。	平成12年建設省告示第1347号第1において、「換気口を設ける場合には、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置すること」とされており、また、同告示において「木造の建築物の土台の下にあつては連続した立ち上りを設けるものとする（一部略）」と規定されていますので、人通りや換気口によって連続が途切れている場合においては、連続しているとみなせる補強（主筋の補強）が必要になると考えます。 ただし、具体的な補強筋の配筋要領までは定められていないため、設計者の判断で決定してください。 (参考：小規模建築物基礎設計指針、住宅支援機構工事仕様書等)	09/11/17
6条1項			一部改訂 11/11/15
6-6	基礎の配筋について、保険独自の基準はありますか。	保険独自の基準は設けていません。平成12年建設省告示1347号、設計者の工学的判断等及び構造計算による方法のいずれかで決定をしてください。 なお、基礎における主筋と補強筋の緊結の具体的な方法はフックや住宅用ユニット鉄筋など、主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものがあります。	25/04/01
6条1項			

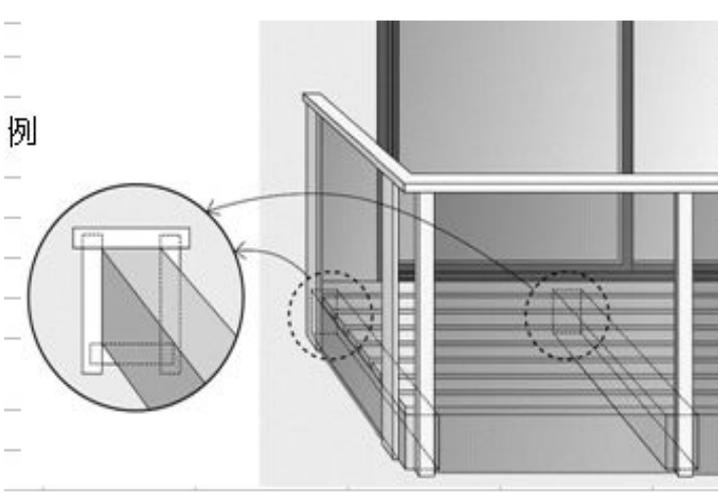
第2章 木造住宅

第7条（勾配屋根の防水）

質問		回答	公開日
7-1 7条1項	勾配屋根の勾配について基準はありますか。	木造住宅の屋根は、室内への雨水の浸入を生じさせないため、葺き材・葺き方に応じた適正勾配を確保することとしています。材料メーカーの基準に基づき設計してください。	11/11/15
7-2 7条2項(4)	勾配屋根（下屋）の上に開口部がある場合、防水紙の巻き返し長さは120mmではいけませんか。	屋根面と壁がぶつかる所の巻き返し長さは250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上として下さい。	11/11/15
7-3 7条2項	折板屋根で下葺き材を施さない場合、瑕疵保険上の取扱いはどのようになりますか。	7条2項の基準がありますので、折板葺きの場合、適用除外申請が必要となります。（Q&A3-1参照） ただし、葺き材製造者の施工基準において、下葺き材を要しないとされている場合は、下葺き材を省略することができます。	11/11/15 一部改訂 17/11/10

第2章 木造住宅

第8条（バルコニー及び陸屋根の防水）

質問	回答	公開日
8-1 8条全般 8条の対象となるバルコニー及び陸屋根は、どのような形式・形状のものですか。	バルコニーについては、ルーフバルコニー形式、跳ね出し形式、バルコニー上部の屋根の有無などに関わらず適用になります。 陸屋根については、勾配屋根として取り扱わないものが適用になります。 また、2階の外廊下・玄関ポーチなどの床面も8条の対象となります。	11/11/15
8-2 8条全般 バルコニー（ルーフバルコニー含む）には面積制限がありますか。	跳ね出しバルコニーやルーフバルコニー（一部でもバルコニー下部に室内部分があるもの）に限らずバルコニーの面積制限はありません。 ただし、防水材製造者の施工基準により面積制限がある場合には、それに従ってください。	11/11/15
8-3 8条全般 バルコニー下に部屋がない場合、第8条の扱いはどうなりますか。	下に部屋があるなしに関わらず、バルコニーに防水施工をするということであれば、第8条は適用になります。	11/11/15
8-4 8条全般 後付タイプの既製バルコニー（アルミ製等）を施工する場合にも、第8条は適用されますか。	第8条は適用されません。他にスノコ、グレーチング床タイプ等のバルコニーの床等にも適用されません。 ただし、外壁との取り合い部分についての止水措置は適切に行う必要があります。（第9条第2項（4）より） <div style="text-align: center;">  <p>例</p> </div>	09/11/17 一部改訂 11/11/15

質問		回答	公開日
8-5	バルコニーの床、陸屋根の屋根面の勾配が1/50未満の場合、適用除外申請が必要ですか。	8条1項ただし書きより、防水材製造者（メーカー）の施工基準を遵守して施工される場合には適用除外申請は必要ありません。 また、防水材製造者の施工基準等の提出は必要ありませんが、メーカー基準をよくご確認のうえ、施工してください。	09/11/17
8条1項			一部改訂 11/11/15
8-6	バルコニーの床の排水勾配1/50以上の基準は、短辺・長辺方向共確保する必要がありますか。	どちらか1方向だけで結構です。なお、防水材製造者（メーカー）の施工基準を遵守して施工される場合には、勾配1/50以上に限るものではありません。	09/11/17
8条1項			一部改訂 11/11/15
8-7	バルコニーには必ず排水溝を設けなければいけませんか。また勾配基準はありますか。	8条4項において、バルコニーには排水溝を設ける想定で規定していますが、排水溝を設けない場合は、ドレンに向かった方向に勾配を設ける等留意してください。 また、勾配基準は特に設けていません。設計が適切と考える勾配としてください。	09/11/17
8条4項			一部改訂 11/11/15 一部改定 25/04/01
8-8	FRP防水を1層（1プライ）とすることは可能ですか。	防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、1層でも構いません。防水材メーカーの施工要領等をご確認ください。	11/11/15
8条2項(5)			一部改定 25/04/01
8-9	防水立上り高さの床面は、どこからになりますか。	防水面水上からの高さになります（Q8-11参照）。なお、すべての取り付け部において防水層の立上り高さを満足させてください。	11/11/15
8条3項			
8-10	手すり壁にスリットや風窓等を設ける場合には、防水層の立上り高さは120mm以上あればよいですか。	開口部以外の下端と見なしますので、防水層の立上がりは250mm必要です。開口部の下端であれば同立上り高さは120mm以上となりますが、スリットや風窓等は開口部とは見なしません。	11/11/15
8条3項			

質問	回答	公開日
<p>8-11 8条3項</p> <p>8条3項において、「…防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、…」とありますが、詳細寸法を教えてください。</p>	<p>回答</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>サッシ先施工の場合</p> </div> <div> <p>サッシ後施工の場合</p> </div> </div>	<p>09/11/17</p> <p>一部改訂 11/11/15</p>

第2章 木造住宅

第9条（外壁の防水）

質問		回答	公開日
9-1 9条1項	外壁に防水紙を用いない場合、どのようにすればよいですか。	9条1項において、「外壁は、防水紙又は雨水の侵入もしくは浸透を防止する仕上げ材等を用い、構法に応じた防水措置を講ずる」となっています。防水紙を用いない場合、設計者が雨水の侵入もしくは浸透を防止する仕上げ材等と判断した材料を防水措置として施工するのであれば、基準に合致します。	11/11/15 一部改定 25/04/01
9-2 9条2項	防水紙として、透湿防水シートを用いることはできますか。	通気構法の外壁であれば、防水紙にJISA6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シートを用いることができます。（9条2項（1）） しかし、非通気構法の場合には、透湿防水シートを防水紙として施工することはできません。JISA6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するものとしてください。（9条2項（2））	11/11/15
9-3 9条3項	外壁にALCパネルを用いる場合は防水紙は必要ですか。	ALCパネルの場合、防水紙はあっても無くても構いません。ただし、ALCパネルの防水性能として、第9条第3項に定められた「雨水の浸入又は浸透を防止する仕上材等の防水措置」を施すことが必要です。	11/11/15 一部改定 25/04/01

第2章 木造住宅

第10条 (乾式の外壁仕上げ)

質問	回答	公開日
10-1 10条1項 木造住宅の外壁にサイディングを使用する場合は、必ず通気構法としなければいけないのですか。	外壁の仕上げをサイディングとする場合、必ず通気構法としてください。	09/11/17 11/11/15 一部改訂
10-2 10条1項 外壁を乾式仕上げとする場合の通気構法とはどのようなものになりますか。	構造躯体と外壁材の間に空気が流れる層をつくり、下部から空気を取り入れ、上部の軒裏や換気棟から空気を排出する構法です。	09/11/17
10-3 10条2項 (2) 通気層の確保は通気胴縁でなければいけませんか。	専用の通気金具であれば構いません。製造者にご確認ください。	11/11/15
10-4 10条2項 (3) 通気層の厚さが15mm以上確保できない場合には、どのようにすればよいですか。	下地に合板を張るなどの措置により、通気に有効な厚さを確保してください。通気に有効な厚さが確保できており、かつ、サイディング材の留め付けに必要な保持力を保てると設計者が確認した場合には、15mm以上なくても構いません。	11/11/15

第2章 木造住宅

第10条（乾式の外壁仕上げ）

質問		回答	公開日
10-5 10条1項	外壁を金属系仕上げ材（ガルバリウム鋼板、スパンドレル等）とした場合、溝部分の通気により、通気構法として考えてもよいですか。	通気が確保できると設計者が確認した場合には、通気構法として構いません。	11/11/15
10-6 10条2項	横胴縁で通気構法とする場合の基準はありますか。	第10条第2項を遵守してください。また、横胴縁の繋ぎ部分をあける等、空気が下から上へ抜けるよう通気を確保して下さい。	11/11/15

第2章 木造住宅

第11条（湿式の外壁仕上げ）

質問		回答	公開日
11-1 11条2項	外壁をモルタル塗りする場合、ラスの種類として「平ラス」を用いることはできないのですか。どのようなラスを用いればよいのですか。	<p>モルタル塗等の湿式仕上の下地はラス（ラス網）張りとし、平ラスを用いないこと（11条2項）としています。線径が細い平ラスは腐食しやすく、モルタルの剥離・剥落の原因とされているためです。</p> <p>また、使用できるラスは、JIS A 5504に適合するワイヤラス（ひし形ラス、甲形ラス、丸形ラス）、JIS A 5505に適合するメタルラス（こぶラス、波形ラス、リブラス）、JIS A 5524に適合するラスシート（角波亜鉛鉄板ラス）及び特殊ラス（防錆処理がされ、モルタルの塗厚が十分に確保できるもの）等が挙げられます。</p>	09/11/17 一部改訂 11/11/15
11-2 11条2項	第11条2項の国土交通大臣の認定または指定を取得した外壁下地とはどのような外壁下地になりますか。	国土交通大臣により耐火性能を取得している外壁がこれにあたります。	09/11/17 一部改訂 11/11/15

第3章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅

第12条（地盤調査、地盤補強及び地業）

質問		回答	公開日
12-1	地盤調査は必ず4点以上行わなければいけませんか。	スクリーウエイト貫入試験の場合は建物の4隅付近を含め4点以上で計測を行って下さい。	09/11/17
12条2項		標準貫入試験（ボーリング試験）や平板載荷試験などの調査の場合において，“建物に係る地盤全域についての技術的な判断”が可能であれば4点未満でもかまいません。この場合は，“技術的な判断”が記された文書（設計図書、検討書等）を申し込み時の書類に添付してください。	一部改定 25/04/01

第14条（防水工法）

質問		回答	公開日
14-1	第14条の防水工法の適用範囲はどこですか。	屋上、ルーフバルコニー、屋内に面した開放廊下など屋内に面する屋根部分が対象です。	09/11/17
14条全般		屋内部分にかぶらない開放廊下や跳だしバルコニーなどは対象外です。	
14-2	第14条の防水工法 JASS8の工法しか認められませんか。	JASS8の仕様と同等以上の性能を有すると当社が判断した防水工法について使用できます。特定の製品・工法（メーカー・団体）については、設計施工基準に対する適用除外の措置をとっており、JASS8の工法と同等以上の性能を有するものとみなしています。これ以外の工法については、ハウスプラスへご相談願います。	09/11/17
14条全般			

第17条（排水勾配）

質問		回答	公開日
17-1	必ず1/50以上の排水勾配をとらなければいけませんか。	設計施工基準第17条の通り、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は勾配1/50以上に限るものではありません。防水材製造者が定める施工基準により施工してください。	09/11/17
			一部改定 25/04/01

第21条（シーリング）

質問		回答	公開日
21-1	その他雨水浸入のおそれのある部分とはどこですか。	設計者判断による所とし、特にどこは指定してません。	09/11/17
21条2項(6)			